

第33回 遠賀町農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和5年3月10日(金)

午前8時53分～午前10時20分

2. 場 所 遠賀町役場 車庫棟2階 第6会議室

第33回 遠賀町農業委員会総会議事録

1. 日時 令和5年3月10日(金) 午前8時53分～午前10時20分

2. 場所 遠賀町役場 車庫棟2階 第6会議室

3. 出席委員(15名)

議長	1番	三原	高志
副議長	2番	高崎	洋介
委員	3番	石井	佐千生
委員	4番	松井	悟
委員	5番	池田	光一
委員	6番	吉田	茂三
委員	7番	米田	かおる
委員	8番	白石	元弘

委員	1番	秦	公美
委員	2番	瓜生	稔
委員	3番	白木	敏明
委員	4番	林	長輝
委員	5番	原田	利春
委員	6番	山中	英二
委員	7番	安藤	敏生

4. 3月の農業相談委員

4番 松井 悟 委員
5番 池田 光一 委員

5. 議事日程

(1) 付議案件

① 農地法第4条の規定による許可申請について

(●●●●)

② 農地法第5条の規定による許可申請について

(●●●●)

- ③ 農地法第5条の規定による許可申請について
(株式会社 ●●●●● 代表取締役 ●●●●●)
- ④ 農用地利用集積計画の承認について
(中間管理事業)

(2) 報告案件

- ① 農地法第18条第6項の規定による通知について

(3) その他の案件

- ① 潮抜きについて
- ② 令和5年度最適化活動の目標設定等の案について
- ③ 農地等の利用最適化の推進に関する指針の改正案について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	大場	繁雄
事務局職員	濱田	美孝
事務局職員	福島	智靖
事務局職員	大村	亮介

開 会 8 時 5 3 分

議長

おはようございます。
では本日の出席委員は、農業委員8名中8名、推進委員7名中7名の出席です。
農業委員の過半数の出席があり、総会が成立しています。
よって、ただいまより第33回遠賀町農業委員会総会を開会いたします。

議長

それでは次第の2、本日の農業相談員は4番松井 悟委員、5番池田光一委員が農業相談の当番ですが、相談の予約はありません。

議長 次に本日の議案ですが、次第にありますように付議案件は農地法第4条申請関係1件、農地法第5条申請関係2件、農用地利用集積計画関係1件となっています。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 なお、本日の総会の会議書記ですが、事務局職員の濱田を指名します。

議長 では、現地調査を伴う案件について事務局より一括して説明をお願いします。

事務局 議案の説明に入る前に、初めに議案に差し替えがありましたのでお知らせします。付議案件④農用地利用集積計画の承認について、事前にお配りしました議案の内容から1件取り下げとなった農地がありましたので、お手元にお配りしている資料と差し替えさせていただきます。付議案件④につきましてもは本日お配りした資料の方をご確認ください。よろしくお願いたします。

それでは議案書の1ページをお開きください。

付議案件①農地法第4条の規定による許可申請についてでございます。

申請人が大字木守にお住まいの●●●●氏です。

申請地が3ページの字図にありますように、浅木三丁目831番1、地目は畑、面積が2,029㎡です。

農地区域が農業振興地域外で、土地の用途区分は第一種低層住居専用地域の第3種農地となっております。

申請理由は農地改良となっております。

申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。営農の支障については、生産組合長さんの無条件承諾となっております。

本案件は農地改良に伴う一時転用であり、1,000㎡を超えるため、4条申請が必要となるものです。

また、本案件はすでに着手されているため、始末書が添付されています。

4ページ、5ページが事業計画書です。農地改良のために搬

入する土量は840 m³で、用排水計画では給水は無し、雨水は山田川への自然排水、汚水の発生はありません。施工計画は令和4年12月から着工し、令和5年9月に完了。その後営農再開となる見込みです。

6ページが現況平面図です。西側の川は太田川と記載されていますが、山田川の誤りですので訂正をお願いいたします。失礼いたしました。

7ページが土地利用計画図および、縦横断図です。

現在の土地に道路側は15 cm程度、川側は90 cm程度の盛土を行い、農地改良する計画となっています。

現在この農地の中で一部作物がまだ育てられておまして、その収穫が終わってから土を全体に広げる工事を再開するということです。8ページが関係者説明に関する調査票です。関係者には説明を行い了承を得ています。

9ページが始末書です。内容を読み上げます。「下記の農地について、農地法第4条の規定の詳細を不知のため、農地の転用に許可が必要であることの認識なく、無許可で事業着手しましたことを深くお詫び申し上げます。以後このような違法行為のないよう農地法を遵守いたしますので、今回の農地転用については受理・許可くださいますようお願いいたします。なお、現在停止中の工事については許可後の履行を厳守することを誓います。」となっております。

次に議案書の10ページをお開きください。付議案件②農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。

譲受人が大字別府にお住まいの●●●●氏、譲渡人が大字今古賀にお住まいの●●●●氏です。

申請地が12ページの字図にありますように大字今古賀字正堺217番9で、地目は田、面積は105 m²です。

農地区域が農業振興地域外で、土地の用途区分は準工業地域の第3種農地となっております。

また、本農地は隣地で雑種地の大字今古賀字正堺217番10と一体的に使用いたします。面積は合計で313 m²となっています。

申請理由は自己住宅建築となっております。

申請に関する確実性については関係書類で確認をしております

す。

営農の支障については、生産組合長さんの無条件承諾となっております。

13ページが被害防除計画書です。雨水の排水は水路放流、汚水・生活雑排水は公共下水道への接続となっております。用地造成に伴う被害防除としては「土砂流出防止のため擁壁を設ける」となっております。

14ページが現況平面図です。現況217番10の土地は下の部分の217番4と一続きの雑種地であり、駐車場として使用されています。今回の転用の対象地は217番10の左側の217番9の農地です。

15ページが土地利用計画図です。土地の南側及び西側の境界はコンクリートブロックの上にフェンスを設置いたします。雨水は側溝に流し込みます。

16ページが縦横断面図です。横に向けていただき、上の図が東西方向の断面、下の図が南北方向の断面となります。上の方の図にありますように、東側の217番10の土地が低いため盛土し、逆に農地である217番9の方は若干高いため切土して平らにする予定です。

17ページが関係者説明に関する調査票です。関係者には説明を行い了承を得ています。

続きまして議案書の18ページをお開きください。

付議案件③農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。

譲受人が水巻町に事業所を置く株式会社●●●●● 代表取締役 ●●●●●氏、譲渡人が大字若松にお住まいの●●●●●氏です。申請地が20ページの字図にありますように大字若松字丸ノ内2376番1、2388番1の2筆で、地目は田、面積は1,625㎡です。

農地区域が農業振興地域非農用地で、土地の用途区分は無指定の第2種農地となっております。また、本農地は隣地で宅地の大字若松字丸ノ内2387番2と一体的に使用する予定となっております。面積は合計で1,686.54㎡となっております。

申請理由は工場の建築となっております。

申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。

営農の支障については生産組合長さんの無条件承諾となっております。

21 ページが事業計画書です。申請者の事業目的は工場で、鉄工関係の工場と聞いております。パイプなどを製造しているということです。転用敷地は農地及び宅地を合わせて1,686.54㎡となっております、その内工場の面積は463㎡となっております。施工計画は令和5年5月から着工し、令和5年10月に営業開始となる見込みです。

22 ページが被害防除計画書です。雨水の排水は溜桝を通じた水路放流、汚水・生活雑排水は公共下水道への接続となっております。

用地造成に伴う被害防除としては「土砂流出防止のためCB2段積みの土留め工事、その上に防護柵を設ける」となっております。

23 ページが現況平面図です。現況2387番2の部分は宅地となっております、所有者も同じ方です。今回の転用対象である2376番1、2388番1と一体的に利用する計画です。

24、25 ページが土地利用計画図及び造成計画図です。西側の進入口以外は周囲をCB2段積み及び1mのフェンスで囲む計画となっております。また、雨水は桝を通じて東側の水路に放流する計画です。

26 ページが縦横断面図です。上の二つ①-①断面、②-②断面が南北方向の断面図、下の二つA-A断面、B-B断面が東西方向の断面図となっております。

全体を平坦にするために若干の客土を入れる計画になっております。

27 ページが関係者説明に関する調査票です。関係者には説明を行い了承を得ています。

以上で現地調査を伴う案件についての説明を終わります。

議長

それではこれより現地調査を行いますので、総会を暫時休憩します。

休 憩 9 時 1 1 分

－ 現地調査後 －

再 開 1 0 時 1 0 分

議長 それでは再開します。
まず付議案件①を議題に供します。
地区担当の高崎洋介委員から報告をお願いします。

地元委員 すでに着工済で始末書も出ていますので、ご審議のほどよろしく
(2番) お願いいたします。

議長 ありがとうございます。それでは本件について発言のある
委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件①農地法第4条の規定による許可申請について、原
案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件①は承認されました。

議長 続きまして、付議案件②を議題に供します。
地区担当の吉田茂三委員から報告をお願いします。

地元委員 今古賀の土地区画の中の土地ですので問題は無いと思います。
(6番) ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件②農地法第5条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件②は承認されました。

議長 続きまして、付議案件③を議題に供します。
地区担当の池田光一委員から報告をお願いします。

地元委員 特に問題は無いと思われま
(5番) すご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

ではこれより採決に移ります。
付議案件③農地法第5条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件③は承認されました。

議長 続いて、付議案件④について、事務局より説明をお願いします。

事務局 本日お配りした差し替えの議案書をご覧ください。
付議案件④農用地利用集積計画の承認についてでございます。
全66筆、85,598㎡です。

円滑化事業の契約満了による中間管理への切り替え、および耕作者の変更による利用集積計画となっております。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件④農用地利用集積計画の承認について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件④は承認されました。

議長 それでは報告案件について、事務局より報告をお願いします。

事務局 議案書の33ページをお開きください。
報告案件①農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。利用権の合意解約ですが、耕作者の変更による解約21筆、計20,517㎡となっております。

議長 報告案件①について、質疑、意見がございますか。

【ありません。】の声

議長 それではその他の案件について事務局より説明をお願いします。

事務局 その他の案件①について説明。
その他の案件②について説明。
その他の案件③について説明。
地域計画の策定について説明。
視察研修について説明。

議長 他に皆さんの方から何かありませんか。

【ありません。】の声

議長 それでは以上をもちまして第33回遠賀町農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉 会 10時 20分